

2016年12月16日

京都府知事 山田 啓二 殿
亀岡市市長 桂川 孝裕 殿

亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備計画等に関する意見書 (仮)

平素よりアユモドキの保全活動をはじめとする京都府の生物多様性の保全活動にご参画・ご協力に敬意を表します。

さて、現在、京都府および亀岡市が、専門家会議の議論および提案された事項を基に作成した「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備計画の策定にあたり考慮すべき基本方針 Ver.2」(以下、基本方針)に基づきアユモドキの保全が進められていると伺っております。

しかしながら、アユモドキが生息する集水域の保全に対して、下記の点で改善および検討が必要であると考えます。

つきましては、私たちは、下記の通り要求致します。

記

(1) 京都府および亀岡市が、専門家会議の議論および提案された事項を基に作成した「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備計画の策定にあたり考慮すべき基本方針 Ver.2」の第1章では、これまでに行われた調査研究の結果等が示されており、それらを記録として公開したことは評価できる。また、その研究結果等に基づいて、第3章では、都市計画公園およびその周辺の水路ネットワークでのアユモドキ等希少生物の生息場所の保全・改善策が具体的に検討され、提言されていることも積極的に評価できる。

しかしながら；

- ① ラバーダムの改修は、曾我谷川・農業用水路等の水路ネットワークでのアユモドキの繁殖・産卵・稚仔魚の育成と当地での個体群の存続にとって、極めて重要である。しかしながら、基本方針(Ver.2)では、その重要性が指摘されてはいるが、改修を行う主体が示されていない。上桂川用土地改良区による主体的な改修が望めない現状であるのならば、アユモドキ生息地を保全するという目的で、県、または市、または国が主体となって改修を行うべきである。
- ② アユモドキをはじめとする様々な水生生物と共存してきた農業の形態(灌漑ダムの操作等を含む)を維持し、地域の人々の営みと湿地の生態系の保全を両立させていくため、地域住民や専門家を含めた協議会を行政が設置すべきである。また、同協議会が将来にわたり継続的に保全できる社会的な仕組みづくりを、合意形成を図りながら段階的に進めていくことが不可欠である。
- ③ 平成28年4月27日に公表された「座長提言」は、地下水保全等が十分に保証されることを前提として、スタジアム建設地を都市計画公園から亀岡駅北土地区画整理事業地に変更することを提言したものである。しかし、基本方針 Ver.2 に記された亀岡駅北土地区画整理事業地における地下水保全対策のための調査は、スタジアム建設を前提として行われたものではない。従って、新たにスタジアムを建設する場合の地下水への影響調査と保全対策の検討が不可欠である。アユモドキの越冬地への影響を考えれば、地下水はただ監視すればよいというのではなく、十分な根

拠を得た上で、現状の流量や流路を確保できるかどうか、検討すべきである。

- ④ アユモドキの稚魚が成育場として利用する事業計画地とその周辺の水路群は、現状の水路ネットワークをただ整備するだけでなく、経年的な維持管理も不可欠である。その維持管理をどのように行っていくのかも明らかにすべきである。

(2) 亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備計画は、それぞれの計画を切り離して分離して考えるのではなく、専門家会議の意見も含めて一体として検討すべきである。

(3) アユモドキは、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」で「指定希少野生生物」に指定されているわけであるから、京都府は、都市計画公園およびその周辺地域を「生息地等保全地区」に指定するなどして、亀岡市、環境省、文化庁等関係機関と連携しつつ、積極的に保全対策を行う姿勢を示すべきである。また、その保全策の検討・実施にあたっては、京都府、亀岡市、環境省、文化庁それぞれの役割分担を明確にすべきである。

提出団体：WWF ジャパン、日本自然保護協会、日本野鳥の会、生態学会近畿地区会自然保護専門委員会・・・・・・・・意見書賛同団体

本件に関する問い合わせ先：